

緊急輸送道路等沿道建築物の耐震診断・耐震改修費等補助

1、補助制度の概要

地震発生時において沿道建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な輸送路及び避難路を確保するため、緊急輸送道路等沿道建築物の耐震診断・耐震改修等（除却を含む）を実施するものに対し補助金を交付するものである。

2、補助の対象

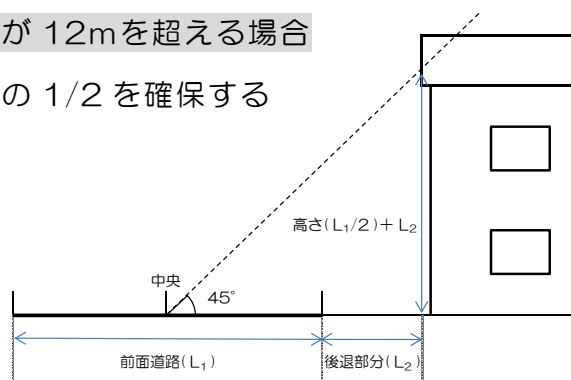
○昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された緊急輸送道路等沿道建物であること

※緊急輸送道路等とは、刈谷市防災計画及び刈谷市耐震改修促進計画に位置付けられた緊急輸送道路及び避難路をいう（緊急輸送道路・主要避難道路網図参照）

○規定の高さを超える建物であること

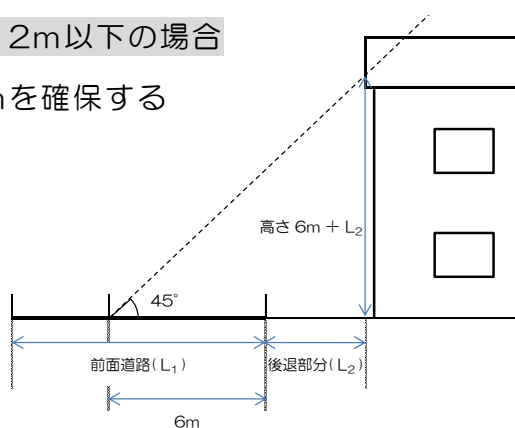
■道路幅員が 12m を超える場合

道路幅員の 1/2 を確保する



■道路幅員が 12m 以下の場合

道路幅員 6m を確保する



○区分所有された住宅の場合は、管理組合で合意形成が図られたもの

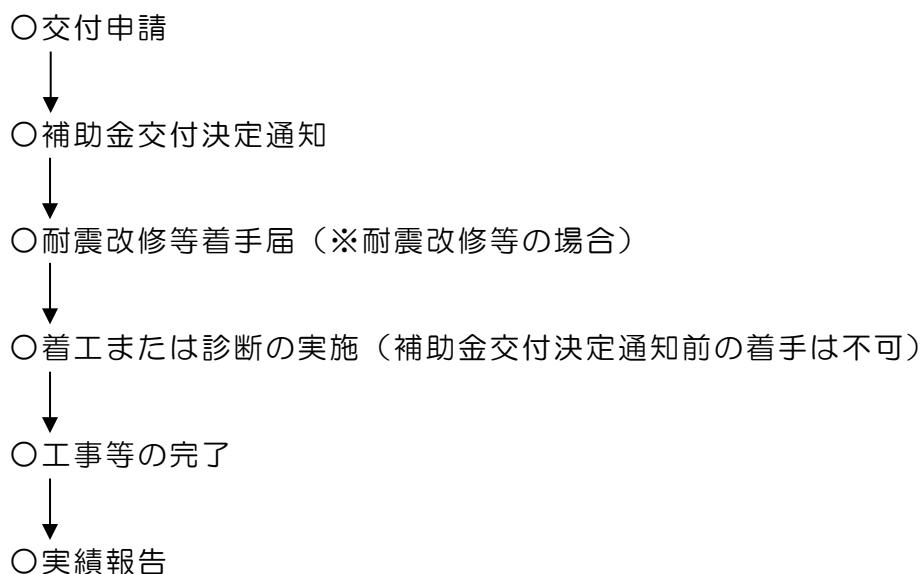
○建物所有者と使用者が異なる場合は、所有権等を有する者全員の同意を得たもの

○耐震診断の結果、地震に対して安全な構造でないと判断されたもの（※耐震改修等の場合）

3、補助金の額

	補助対象経費	補助金の額
耐震診断	(1) 延べ面積が 1,000 平方メートル以内の部分 1 平方メートル当たり 3,600 円を乗じて得た額 (2) 延べ面積が 1,000 平方メートルを超えて2,000 平方メートル以内の部分 1 平方メートル当たり 1,500 円を乗じて得た額 (3) 延べ面積が 2,000 平方メートルを超える部分 1 平方メートル当たり 1,000 円を乗じて得た額	対象経費の 3 分の 2 1 棟につき 180 万円を限度とする
耐震改修 及び除却	延べ面積 1 平方メートル当たり 47,300 円を乗じて得た額	対象経費の 5 分の 2 1 棟につき 1892 万円を限度とする

4、補助申請の手順



5、その他注意事項

- 一般に、申請から実績報告までが年度内に完結する計画とすること
- 本補助制度の施行期間は、平成31年3月31日を期限とする

お問合せ先 刈谷市役所建設部建築課審査係 TEL62-1021